

事業の運用について

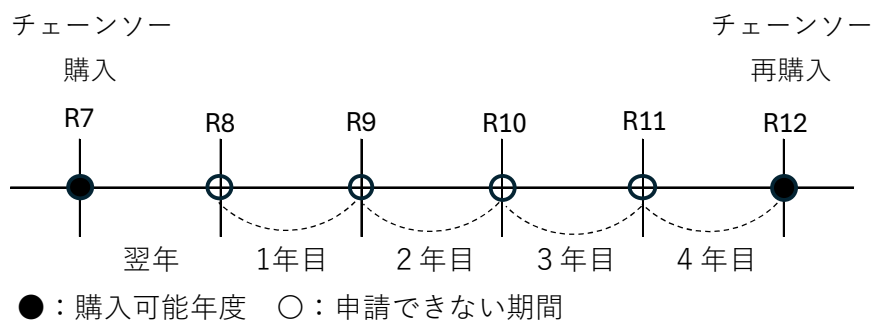
(問1) 取り組みの経費はどのように算出するのか。

(答) 取り組みに要した経費について、その支出根拠となる領収書、出納簿、その他証拠となる書類を整理し、消費税額を控除した額で算出すること。なお、経費の算出過程で小数点以下の端数が生じた場合、原則としてその端数を切捨てて計上すること。

(問2) 会社支給品等について購入年度の考え方如何。

(答) 同じ人物に対して同じ物品を購入するにあたって、助成を受けた翌年度から同じ物品の助成を申請できない期間（以下、「欠格期間」という。）を設けており、期間の考え方は以下の通り。

(例) チェーンソーを購入する場合



欠格期間については支給物品管理台帳にて確認を行うため、過去の台帳の写しを事業計画承認申請時に添付書類として提出すること。

(問3) 安全装備品は1品しか購入することができないのか。

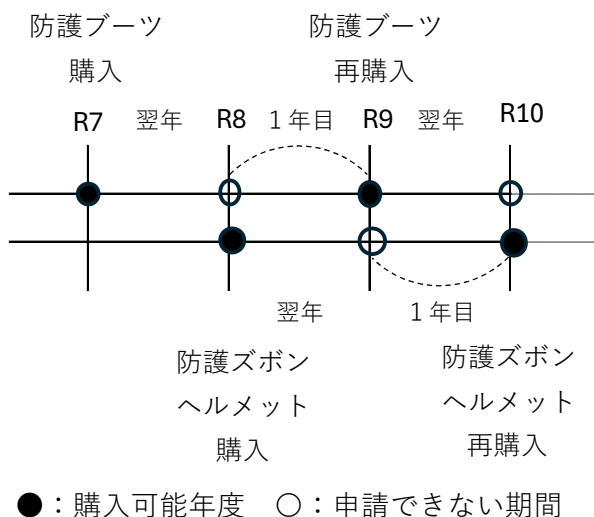
(答) 例えば、替え用も含め防護ズボンを2着購入することも可能。また、上限額の範囲であれば防護ズボンとヘルメットというように組み合わせて購入することも可能。

(問4) 同じ人物に対して、例えば安全装備品の項目で本年度防護ブーツを購入した場合、次年度は欠格期間により同じ安全装備品の項目で防護ズボンを買うことはできないのか。

(答) 同じ安全装備品の区分の中で申請をする場合でも、前年度と同じ物品でな

ければ購入することができる。

(例) 同一人物が各種安全装備品 (欠格期間 1 年) を購入する場合



(問 5) 森林組合が森林組合の購買事業を通じて林業従事者への会社支給品等を購入する場合、申請対象となるのは購買事業での仕入れ値か、助成の申請をする部署における購入費用か。

(答) 内部取引で生じる利益については助成の対象とならないため、購買事業での仕入れ値を申請の額とすること。

(問 6) 助成対象の具体例は何か。

(答) 別紙 1 のとおり

(問 7) 林務労働者の範囲はどこまでか。

(答) 林業現場従事者以外の、事務職・加工場勤務・トラック運送を主たる業務とする者等は対象外とする。

(問 8) 雇用主が林業作業に従事している場合、助成対象とならないのか。

(答) 雇用主でも林業作業に従事している場合は、助成対象となる。雇用主については雇用契約書等の写しに代わって、会社に所属していることが分かる登記簿謄本や代表者事項証明書等の書類と、従事日数の半分以上が現場作業であることを確認するための別記 3 号様式「管理者用年間就業実績表」を入力の上、代表者氏名を記入押印したものを提出すること。

(問9) 緑の雇用で助成の対象となっている者でも助成を受けることは可能か。

(答) 緑の雇用で助成を受けて購入したものに対し、当事業で裏負担をすることはできないが、緑の雇用で助成を受けずに購入する物品については当事業の対象とすることができる。

(問10) 提出書類は領収書のみでよいのか。納品書等も必要か。

(答) 購入したものの内訳が分かる場合は領収書のみでよいが、記載がない場合は併せて請求書や納品書等内訳の記載がある物を添付すること。

(問11) 取組年月日の判断基準となるのは支払日か、納品日か。

(答) 物品等の購入を伴う取り組みの場合は「納品日」を、健康診断等の受診を伴う取り組みについては「受診日」を、資格取得や研修参加に係る費用については「実施日」を、傷害総合保険加入や福利厚生等の取組については「支払日」を基準とする。

(問12) 資格取得、研修等に参加するための旅費・宿泊費については助成対象となるか。

(答) 助成対象となる。参加した研修の分かる資料と合わせて旅費・宿泊費の領収書等を提出すること。

(問13) 福利厚生や資格手当の取組について、確認書類は何を提出すればよいか。

(答) 取組を行っていることとその金額が確認できる、給与明細や労働条件通知書等の書類を提出すること。

(問14) チェーンソーは、2人で1つ使うとして補助金額を上げて良いのか

(答) 不可。チェーンソー1台の支給対象となる人物は1名のみとする。ただし、支給した人物が支給後から欠格期間の間に退職した場合、当該チェーンソーを別の従業員へ支給し替えた上で、欠格期間を引き継ぐものとする。その際、支給物品管理台帳についても併せて整理すること。

(問15) 酷暑対策用品で塩分タブレットや経口補水液、スポーツドリンク、瞬間冷却材などの消耗品は助成対象となるのか。

(答) 熱中症対策に資するものと判断できるものについては消耗品も対象となる。

（問１６）暑熱対策用の防護ズボンを購入した際に暑熱対策用品として申請が可能か。また、同時に冬用の防護ズボンを安全装備品として購入することは可能か。

（答）暑熱対策を目的としてその機能がある物品を購入していることから、暑熱対策用品として申請することは可能である。また、同時に安全装備品で通常の防護ズボンを購入することも可能である。ただし、計画書等で明確に区分ができるように、例えば「暑熱対策用防護ズボン」と「防護ズボン」のように区別して整理すること。

（問１７）リースは、毎年同じものを申請してよいのか。

（答）交付決定にて「毎年申請可」と定められたものについては、同じものについて毎年申請してよい。

（問１８）林業従事者の労働環境を改善する事業で申請する対象となるものは具体的にどのような物か。

（答）個人に支給するものではなく、事業体単位で支給することが適している物は「林業従事者の労働環境を改善する事業」の枠で申請すること。具体的な内容については別添「事業メニューの詳細」を参照の上、記載がないものについても提案があれば個別に判断する。